



令和6年度障害者を対象とした宮城県会計年度任用職員（ステップアップ枠）
任用選考考査案内

令和7年2月
宮城県人事課

1 職名

事務補助職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に基づく会計年度任用職員）

2 採用予定数

2名

3 勤務場所

行政庁舎（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）又は自治会館（宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号）に位置する課室

4 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※任用開始から原則として一か月（勤務状況に応じ、延長の場合あり。）は、条件付採用期間です。なお、条件付採用期間中も勤務条件に変更はありません。

5 職務内容

行政庁舎又は自治会館に位置する課室における事務補助業務（パソコンを使用したデータ入力・文書作成、各種資料の作成・確認・集計、書類の収受・発送・整理、電話の取り次ぎ等）

※年度内に複数の課室で業務に従事します。

6 勤務条件

（1）勤務時間

- ・週5日勤務（土曜日、日曜日、祝日等はお休みです。）
- ・1日7時間45分勤務（8時30分から17時15分まで）
- ・時間外勤務は原則として無

（2）休暇・休業

- ・年次有給休暇

- ・有給：公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚、忌引、夏季、公務上の傷病、妊産婦の健康診査及び保健指導、妊産婦の休息・捕食、妊娠中の通勤緩和、産前、産後、出産補助、育児参加、出生サポート
- ・無給：保育時間、子の看護、学校等行事参加、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊産疾病、私傷病、骨髄等ドナー、育児休業、部分休業

(3) 給与

- ①給料額 月額 185,000 円
- ②諸手当 地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により計算した額とします。）

(4) 社会保険

厚生年金保険、地方公務員共済組合（短期給付）、雇用保険

※一定条件下で地方公務員共済組合の長期給付（厚生年金）の適用対象となります。

※一定条件下で雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。

(5) 災害補償

公務上の傷病については、「非常勤職員の公務災害補償に関する条例」により補償されます。一定条件下で地方公務員災害補償基金により補償されます。

7 対象者

(1) 以下のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳（身体障害者福祉法第 15 条）の交付を受けている人
- ②都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている人
- ③知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター又は精神保健指定医により知的障害者であると判定された人
- ④精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条）の交付を受けている人

※以上の手帳等は受考申込日及び受考当日において有効であることが必要です。

※精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※採用時点において手帳が更新されない人は任用される資格を失います。

※手帳等の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

(2) 以下の欠格事由（地方公務員法第 16 条）に該当しない人

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人
- ②宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

- ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

8 任用までの流れ

選考は、アピールシート及び人物考査（面接）により実施します。

（１）受付期間

令和7年2月14日（金曜日）午後5時必着

（２）提出書類

- ①ハローワーク紹介状
- ②履歴書（顔写真貼付）
- ③職務経歴書（任意様式）
- ④アピールシート（指定様式）

（３）申込方法

（２）の提出書類を所在地あて郵送してください。

※郵送の送付場所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁人事課

※ハローワーク掲載予定期間：令和7年2月3日（月曜日）から14日（金曜日）まで

（４）人物考査（面接）

①時間 令和7年2月20日（木曜日）又は21日（金曜日）のうち、指定する1日

②場所 宮城県庁人事課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 行政庁舎5階）

※集合日時及び場所の詳細については、別途電話等でお知らせします。

※考査受考日は変更できません。

※必要な場合には手話通訳者を介しての考査受考も可能です。申込時にお申し出ください。

（５）任用者の決定

結果は、令和7年2月下旬頃に書面で通知します。

（６）その他

会計年度任用職員（ステップアップ枠）として6ヶ月以上勤務した場合、令和7年度に実施する正規職員へのステップアップが可能となる職員採用選考考査を受考することができます。

ただし、受考年度の末日の満年齢が61歳以下であることが受考要件となります。また、7（２）に記載の欠格事由のほか、以下のいずれかに該当する人は応募できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）